

考えられる制度の概要

1 合意の内容等

(1) 検察官は、被疑者又は被告人及び弁護人との間で、被疑者又は被告人がアに掲げる行為をする旨及び当該行為が行われる場合には検察官が被疑事件又は被告事件についてイに掲げる行為をする旨の合意をすることができるものとする。

ア 被疑者又は被告人による次に掲げる行為

(ア) 取調べにおいて他人の犯罪事実を明らかにするため真実の供述をすること

(イ) 他人の刑事事件の証人として真実の証言をすること

(ウ) 他人の犯罪事実を明らかにするため証拠物を提出すること

(エ) その他関連行為

イ 検察官による次に掲げる行為

(ア) 公訴を提起しないこと

(イ) 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し又はこれを維持すること

(ウ) 公訴を取り消すこと

(エ) 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を請求すること

(オ) 即決裁判手続の申立てをすること

(カ) 略式命令の請求をすること

(キ) 求刑において特定の科刑意見を述べること

(ク) その他関連行為

(2) (1)の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにして行うものとする。

2 合意成立時における公判手続の特則

(1) 検察官は、被告事件について当事者間で1(1)の合意が成立しているときは、裁判所に対し、その旨を明らかにしなければならないものとする。

(2) 供述録取書等が1(1)の合意に基づいてなされた供述を記録したものであるとき又は証人として尋問を請求しようとする者との間で1(1)の合意が成立しているときは、検察官は、遅滞なく、当該合意に係る書面の取調べを請求しなければならないものとする。

3 合意違反の場合の取扱い

(1) 合意からの離脱

1(1)の合意の当事者は、相手方がその合意に違反したときは、その合

意から離脱することができるものとする。

(2) 検察官が合意に違反した場合における公訴の棄却等

ア 検察官が1(1)イ(ア)から(カ)までに係る合意に違反して、公訴を提起し、合意内容と異なる訴因及び罰条により公訴を提起し、公訴を取り消さず、又は訴因等の変更等を請求することなく公訴を維持したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならないものとする。

イ 検察官が1(1)イ(イ)に係る合意に違反して訴因又は罰条の追加又は変更を請求したときは、裁判所は、その請求を却下しなければならないものとする。

(3) 検察官が合意に違反した場合における証拠の使用制限

検察官が1(1)の合意に違反したときは、被告人が協議においてした他人の犯罪事実を明らかにするための供述及びその合意に基づいて得られた証拠は、原則として、これらを証拠とすることができないものとする。

4 合意が成立しなかった場合における証拠の使用制限

1(1)の合意が成立しなかったときは、原則として、協議においてなされた他人の犯罪事実を明らかにするための供述は、これを証拠とすることができないものとする。

5 合意をした被疑者又は被告人による虚偽供述等の処罰

1(1)の合意をした被疑者又は被告人が、その合意に係る他人の犯罪事実に関して虚偽の供述をし、又は偽造若しくは変造の証拠を提出する行為を処罰する罰則を設ける。

【検討課題】

1 合意の内容等（制度概要1(1)関係）

- 検察官が特定の求刑，略式命令請求及び即決裁判手続の申立てをすることに合意できるとすることの要否

2 合意及びそれに向けた協議の手続の在り方（同1及び4関係）

(1) 協議手続における被疑者又は被告人の供述聴取の在り方等

- 協議の段階で被疑者又は被告人から供述を聴取する手続は、通常を取調べによるのではなく、協議手続の一部としてこれを行うものとするか。
- 合意が成立しなかった場合における供述の使用制限の在り方

(2) 司法警察職員の関与の仕組みの在り方等（送致事件の捜査に関する懸念への対処）

(3) 合意に犯罪被害者等の意向を反映するための方策

3 合意違反の場合の取扱い（同3及び5関係）

(1) 合意からの離脱事由の在り方

- 相手方当事者による合意違反の場合
- その他

(2) 検察官による合意違反への対処

- 検察官が合意に違反した場合における合意に基づいて得られた証拠等の使用制限の在り方

(3) 被疑者又は被告人による合意違反への対処

- 虚偽供述等の処罰規定の在り方
 - ・ 犯罪構成要件
 - ・ 法定刑

4 対象犯罪

- 本制度の対象犯罪を限定するか。
- 限定するとして、その趣旨・目的についてどのように考えるか。
- 恩典付与の対象となる犯罪と解明すべき犯罪のいずれを限定するか。